

## 基本的な考え方

- ✓ いまだ日本に根強く残る“男社会”
- ✓ 女性が抱える困難が解決すべき課題として社会で認識されていない
- ✓ 女性特有の健康上の課題、女性に対する暴力等が解決されずに存続

- ✓ 少子化・人口減少に直面する日本
- ✓ 女性活躍の場の拡大が多様性を生み、生産性向上・経済成長に資する付加価値を生み出す原動力となる

残された女性活躍“以前”の課題の解消

女性が働きがいを持てる就業環境の整備

女性が直面している様々な困難が解消された「フェアネスの高い社会」の構築

## 安全・安心な暮らしの実現

- 生涯を通じた女性の健康支援の強化  
子宮頸がん・乳がん検診の更なる普及、産後うつや女性の更年期への対策支援の促進、低用量ピルの活用等を含む女性の健康保持への理解促進、スポーツを通じた健康増進
- 困難を抱える女性への支援  
妊娠した生徒への学業継続に向けた適切な対応、ひとり親家庭等への支援、養育費の履行確保に向けた検討、非正規雇用労働者の待遇改善
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
ワンストップ支援センターの運営の安定化等による性犯罪・性暴力対策の推進、セクハラ根絶に向けた取組の推進、DV被害者への支援の拡充

## あらゆる分野における女性の活躍

- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進  
多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランス、テレワークの推進、女性の復職・再就職等の促進に向けた「学び直し」の拡充、女性活躍による地方創生の実現
- 男性の暮らし方・意識の変革  
「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進、国家公務員の管理職の人事評価における適切な評価、「おとう飯」キャンペーン等の実施による国民の意識の醸成
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成  
女性活躍推進法の施行後3年の見直しも含めた必要な制度改正の検討、女性活躍情報の見える化の促進、女性役員登用の拡大、メディア分野等における参画拡大、女性の起業への支援の強化、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）を踏まえた取組の推進

## 女性活躍のための基盤整備

- 子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進  
待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、教育の負担軽減に向けた取組の推進、乳児用液体ミルクの普及に向けた取組の推進
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実  
自らのライフ・キャリアについて考える機会の充実に向けた学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備  
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改訂

# 「重点方針2018」における主な文部科学省関連事項①（抜粋）

## ＜女性の健康増進に向けた取組＞

小学校・中学校・高等学校等においては、保健・体育科等の授業や運動部活動内での周知等、発達段階に応じた児童・生徒等本人への正しい理解の促進等の取組を促すとともに、児童・生徒等への支援を適切に行うため児童・生徒等の身近にいる教諭や養護教諭等に対する研修の充実等を図る。

## ＜スポーツを通じた女性の健康増進＞

ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性指導者を育成するプログラムを実施する。

スポーツを通じた女性の社会参加や活躍、健康増進を促進するため、女性のスポーツ実施率の向上のためのプログラムの開発やキャンペーンを実施する。また、妊娠・出産等、女性特有のライフイベントによりキャリアが断絶しないよう、女性指導者が活躍しやすくなるような研修プログラムを開発し普及させる。

## ＜若年女性が妊娠した際の対応＞

平成29年度に実施した全国の公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を踏まえ、平成30年3月、各都道府県教育委員会等に対して通知を発出し、各学校において妊娠した生徒に対し、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきであることや、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないことも考えられることなど、学業の継続に向けた適切な対応がなされるよう促した。今後、各都道府県等の生徒指導の担当者が集まる会議等あらゆる機会を捉えて、当該通知の周知徹底を図ることで、各都道府県教育委員会等を通じて各学校に当該通知を踏まえた対応を徹底する。

妊娠した生徒及び産まれた児童に対する総合的な支援を行うため、各学校等と児童相談所、女性健康支援センター等との連携を図る。

予期しない妊娠・出産を防ぐため、各学校段階それぞれの発達段階を踏まえ、学習指導要領に基づき、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう性に関する指導を保健体育科、特別活動で行うなど、学校教育活動全体を通じて必要な指導を行う。

## ＜女性の復職・再就職等に向けた「学び直し」の拡充＞

### ①女性活躍推進のための「学び直し」

女性が「学び直し」を通じて復職・再就職しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりや、普及啓発等に取り組む。

短期かつ魅力的なプログラムの開発を促進するため、大学・専門学校等において職業実践的な短期プログラムの認定を受けられるよう、履修証明制度の改正による60時間以上での履修証明書の交付等、見直しを行う。

### ②離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成

離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等を実施する。また、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大する。

## ＜企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備＞

### ④スポーツ分野

女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に対し女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などからの女性役員の紹介を通じて、女性役員の採用を促進し、女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。

スポーツにおける透明性、公平・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であり、女性に対するセクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止を含めたコンプライアンスの強化は重要な課題である。この認識の下に、各スポーツ団体や弁護士等の専門家と連携してコンプライアンス教育を強化するプログラムを普及させるとともに、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成においてスポーツと人権に関するカリキュラムを実施する。

# 「重点方針2018」における主な文部科学省関連事項②（抜粋）

## ＜科学技術・学術分野における女性活躍の促進＞

### ①女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進するためのアプローチ

全国の地方公共団体や学校において、ロールモデルとなる理工系分野で活躍する女性による講演会等、普及啓発を推進する。講演会等に派遣する理工系分野で活躍する女性を集めた「STEM Girls Ambassador」を立ち上げ、社会全体で支援する気運を醸成する。併せて、大学や高等専門学校等に対し、地域女性活躍推進交付金の周知を行い、地域と連携したセミナー・シンポジウム等の実施を支援する。

夏のリコチャレを引き続き実施するとともに、規模の拡大、シンボルイベントの開催等検討を行うとともに、理工系女子応援ネットワーク等を活用したイベント開催や、出前授業（土曜学習応援団）との連携を図る。さらに、理工系分野の知識を用いていると認識されにくい職業（デザインやヘルスケアといった身近な商品に貢献している職業等）に関する情報を、シンポジウム等を通じて発信する。加えて、女子生徒等やその保護者、教員等を対象に、理工系進路選択に対する理解を促進するため、理工系分野を活かした仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリア等について、シンポジウムやWebサイト等により情報発信を行う。

また、大学や高等専門学校等における安全で快適な施設環境の整備に向けて、関係機関とも連携を図る。

### ②女子中高生の理系分野への興味・関心の醸成

女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を引き続き推進する。

### ④女性研究者の活躍促進に向けた環境整備

研究と出産・育児・介護等との両立や、国内外で研鑽を積む機会の提供等による女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成を一体的に推進するなど、女性研究者の活躍促進を通じた研究環境のダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援する。また、博士の学位取得者で優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金を支給する。さらに、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進する。

理工系を始めとする科学技術・学術分野において次代を担う理系女性人材を確保するに当たっては、特に女子生徒等の理工系進路選択促進による理工系分野に学ぶ女子学生比率の向上が必須であることから、ロールモデルとなる理工系分野で活躍する女性による普及啓発を推進し、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、シンポジウム等を通じて理工系分野に関する職業等の情報発信を行うべきである。また、保護者・教員等に対しては、理工系進路選択に対する理解を促進するため、理工系分野出身者の働き方やキャリア等の情報発信が必要である。

さらに、女性研究者・技術者の活躍促進のため、平成29年度までに構築した、理工系女子学生のスキルと産業界が求めるスキルの「見える化」を行うウェブシステムの利活用の促進に向けて、産業界及び教育機関に周知・広報を行うべきである。さらに、研究環境のダイバーシティ実現に向け、研究と生活の両立やリーダーの育成に向けた取組を進めるべきである。

## ＜教育の負担軽減に向けた取組の推進＞

「新しい経済政策パッケージ」に基づき、幼児教育や高等教育を含む教育の負担軽減に向けた取組を進める。

## ＜学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実＞

若者が男女共同参画の視点に立って、自らの将来の職業や様々なライフイベント、社会において果たす役割等を含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるよう、小学校から大学までの各学校段階それぞれの発達段階を踏まえ、学校現場等において活用できる教育プログラムの開発等の取組を推進する。

## ＜学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」への対応＞

就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えるいわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」に対して、特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、指導的立場にある教員が自身の「無意識の偏見」に気付くためのプログラムを開発できるよう検討する。